

昭島市地域防災計画（令和7年12月修正概要）

主な修正内容

1 イーストテラスの開設に伴う位置付け等

イーストテラス（免振構造）が令和7年12月1日に開設されたことから、当該施設を市本庁舎が被災した場合の災害対策本部の代替施設として位置付けたほか、指定避難所として指定した。

- (1) 本庁舎使用不能時の災害対策本部代替施設（1階）
- (2) 指定避難所（2階：福祉避難所、3階：一般避難所）

2 残堀川関係

令和6年2月に東京都が残堀川流域洪水浸水想定区域図を公表したことから、当該区域図に基づき関係項目を修正した。

- (1) 浸水対象地域の浸水深
 - ア 50cm程度：東町一丁目5番、16番、東町二丁目1番、2番、もくせいの杜一丁目3番、5番、もくせいの杜二丁目4番、5番
 - イ 1m程度：もくせいの杜二丁目5番、もくせいの杜三丁目
 - ウ 2m程度：もくせいの杜三丁目（昭和記念公園内的一部）
 - エ 2m以上：もくせいの杜三丁目（昭和記念公園内的一部）
- (2) 風水害時に開設する指定避難所の追加
 - ア 学校：4校追加（東小、富士見丘小、昭和中、昭和高校）※計11校⇒15校
 - イ 会館等：1施設追加（堀向会館）※計12施設⇒13施設
- (3) 残堀川の浸水時に使用できない可能性のある一時避難場所の変更
4か所（富士見丘小、みほり広場、子育てひろばほりむこう、エコパーク）の一時避難場所について、残堀川の浸水時に使用できない可能性がある避難場所のリストから削除した。

3 土砂災害警戒区域の変更

令和7年7月30日に東京都が土砂災害警戒区域等の解除及び指定について告示を行ったことから、関係項目を修正した。

※市内の警戒区域（37か所⇒44か所（うち特別警戒区域32か所⇒38か所））

4 広域避難場所（旧昭和の森ゴルフコース）の指定解除

令和7年7月から昭島駅北側地域の造成工事が開始され旧昭和の森ゴルフコースが広域避難場所として利用できることから、同敷地の広域避難場所としての指定を解除した。

※広域避難場所（計4か所（183ha）⇒3か所（155.3ha））

5 福祉避難所関係

要配慮者等の福祉避難所への直接避難が推奨されていることから、避難所の名称を変更するとともに開設時期の変更を行った。

- (1) 名称変更
「二次避難所（福祉避難所）」から「福祉避難所」に変更
- (2) 開設時期の変更
第三段階（4日目以降）から第二段階（6時間後から3日）に変更

6 避難所開設に関する対応の一部変更

勤務時間外に震度5弱以上の地震が発生した場合、主任職以下の職員（一部の職員を除く）は、学校2校を経由して参集することとなっているが、学校以外の市施設の避難所についても、必要に応じて迅速に開設することができよう初動対応に関する事項について次のとおり修正を行った。

- (1) 避難所対策班の名称変更
「避難所対策班」を「学校避難所対策班」に変更
- (2) 「会館避難所等開設準備要員」の新設
会館等の避難所（福祉避難所含む）を所管する各対策班員のうち、主任職以下の職員を1施設につき3名程度指定し、事前指定した場所に参集後、避難所付近の情報収集や避難所開設の準備等を実施
- (3) 「学校避難所対策班」から除く職員を追加
下水道課職員、会館避難所等開設準備要員、応急危険度判定資格保持者を追加
- (4) 応急危険度判定実施の優先順位の明確化
第一順位（市役所本庁舎、保健福祉センター、イーストテラス）、第二順位（学校避難所、福祉避難所）、第三順位（会館等避難所）
※ただし、被害状況等について明らかな地域差がある場合などは、順位変更を行うこととした。

7 その他

国土交通省京浜河川事務所が公表した重要水防箇所の変更、各種データの時点修正、各種協定の追加や削除、市組織改正に伴う役職名等の変更等を行った。